

平成24年度

## 高校等育英事業奨学生（緊急採用）募集要項

この奨学金制度は、優れた生徒でありながら、家計が急変したことにより経済的に修学困難となった者に対して学資の貸与を行い、将来、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

就学について、本人に十分な熱意があり、かつ保護者が十分な理解を有している者のうち、奨学制度の趣旨を理解し、将来奨学金返還の義務についても責任を持てる方のみ出願してください。

### 1 出願資格

次の各号に該当することが必要です。

- (1) 長崎県内に住所を有する者の子など
- (2) 経済的理由により修学困難で、かつ、学習意欲に富み、奨学生としてふさわしい者
- (3) 次に掲げる家計急変の事由が発生したときから1年以内である者
  - ① 主たる家計支持者が、解雇（会社の倒産等）された場合。また、再就職したが収入が減少している場合。  
※離職理由が、自己都合・任期満了の場合は該当しません。
  - ② 主たる家計支持者が、死亡又は離別した場合。
  - ③ 主たる家計支持者が、破産した場合。
  - ④ 病気・事故・会社倒産・経営不振その他家計急変の事由により、申込者の属する世帯の家計の支出が増大又は収入が減少した場合。
  - ⑤ 災害（火災、風水害、震災等）の被害を受けたことにより、申込者の属する世帯の家計の支出が増大又は収入が減少した場合。
  - ⑥ 他都道府県において奨学生であった者（都道府県が関与した制度に限る。）が、主たる家計支持者の転居により奨学金を停止されたため修学が困難になった場合。

※ 主たる家計支持者とは、父母又はこれに代わって家計を支えている者です。

※ 他の奨学金制度との併給を認めます。（但し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との併給は不可。）

## 2 貸与月額（選択制）及び貸与期間

国公私別	通学区分	貸与月額(円)	貸与期間
国公立	自宅	18,000	家計急変の事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から採用年度の末まで。 ※当該年度前に事由が生じていても、当該年の4月を支給開始限度とします。 ※採用年度の末においてもなお奨学金が必要な場合は「緊急採用奨学金継続願」を理事長に提出することで、年度毎に貸与を継続することができます。（卒業までの正規の修学期間を限度。）
		10,000	
自宅外	23,000		
	10,000		
私立	自宅	30,000	
		20,000	
		10,000	
	自宅外	35,000	
		20,000	
		10,000	

## 3 募集期間

年間を通して随時募集します。（平成24年度願書提出期限は、平成25年2月末必着）

## 4 出願手続

出願者は、在席する学校へ出願してください。

学校は、生徒から提出された書類（奨学生願書及び所得に関する書類等）を審査し、適格者については、奨学生推薦調書を作成して本会あて提出してください。

## 5 採用者の決定及び通知

随時、採用者を決定し、学校を経由して通知します。

## 6 提出書類

(1) 奨学生願書（事由発生年月日の記入と、該当する理由に○を記入。）

(2) 奨学生推薦調書（学校作成）

(3) 同一世帯員の所得に関する証明書等その他添付書類

※家計支持者が無職の場合は、民生委員が発行する無職に関する証明（確認書・依頼書等）を取得し、添付してください。

(4) 家計急変の事由を証する書類

※原則、公的機関の発行する、家計急変事由に該当する事由が発生した日付を明記してある書類。

※前記「1 出願資格」(3)④⑤の申込者の属する世帯の家計の支出が増大又は収入が減少した場合、収入のある同一世帯者の増減前後の確認が取れる公的機関等の発行する書類を提出。

No.	家計急変の事由	添付書類	取得先
①	倒産等による解雇	・解雇通知書 ・離職証明書（票）または雇用保険受給資格者証の写し(解雇の事実がわかるもの)	・離職した勤務先 ・公共職業安定所等
	離職後、再就職したが収入が著しく減少	・離職証明書（票）または雇用保険受給資格者証の写し ・再就職前後の年の源泉徴収票又は所得証明書等（再就職後は1年間の給与支払見込を証明する書類）	・公共職業安定所等 ・市役所・勤務先等
②	家計支持者の死亡又は離別	・戸籍謄本又は抄本（事実の日付、本人との続柄関係記載のあるもの） ・死亡診断書 （※どちらかの証明書だけで可）	・市役所等 ・病院等
③	家計支持者の破産	・公的機関発行の破産を証明する書類	・裁判所等
④	病気・事故により世帯の支出増大又は収入減少	・医師等の診断証明書 ・事故等の証明書 ・事由発生の前年及び事由発生後の源泉徴収票又は所得証明書等	・病院等 ・警察署等 ・市役所・勤務先等
	会社倒産・経営不振により世帯の支出増大又は収入減少	・公的機関等発行の証明する書類等 ・事由発生の前年及び事由発生後の源泉徴収票、確定申告書の控えのコピー（第二表含む）又は所得証明書等	・裁判所等 ・市役所・勤務先等
⑤	災害（火災・風水害 震災等）により被害を受けたことにより、世帯の支出増大又は収入減少	・り災証明書 ・事由発生の前年及び事由発生後の源泉徴収票又は所得に関する証明書等	・消防署等 ・市役所・勤務先等
⑥	主たる家計支持者の転居により、他都道府県の奨学生でなくなったことによるもの	・他都道府県で奨学生であったことを証明する書類（貸与終期のわかる書類） ・転居を証明する書類（住民票等）	・他都道府県の奨学団体 ・市役所等

(5) その他（本会が求める書類）

<問い合わせ先>

〒850-0861 長崎市江戸町2番1号 県庁第3別館

財団法人 長崎県育英会

TEL 095-824-7501（直通）

095-824-1111（県庁内線 3357・3359）

FAX 095-820-1972

ホームページ <http://www.n-ikuei.jp/>

※出願書類等の様式は、当会ホームページからダウンロードできますので御利用ください。

# 長崎県育英会奨学生緊急採用要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、財団法人長崎県育英会貸与規程（以下「規程」という。）第20条に基づき、主たる家計支持者の失職、破産、倒産、病気、死亡又は火災、風水害等の事由による家計急変のため、緊急に奨学金が必要となった場合に奨学生として採用（以下「緊急採用」という。）するために必要な事項を定めるものとする。

## (採用の対象)

第2条 規程第1条に該当する者（大学等を除く。）で、家計急変により次の事項のいずれかに該当する事由が発生したときから1年以内である場合に対象とする。

- (1) 主たる家計支持者（父母又はこれにかわって家計を支えている者。以下同じ。）が会社の倒産等により解雇された場合。また、再就職したが収入が減少している場合。
- (2) 主たる家計支持者が死亡又は離別した場合。
- (3) 主たる家計支持者が破産した場合。
- (4) 病気、事故、会社倒産、経営不振その他家計急変の事由により、申込者の属する世帯の家計の支出が増大又は収入が減少した場合。
- (5) 火災、風水害、震災等の災害により被害を受けたことにより、申込者の属する世帯の家計の支出が増大又は収入が減少した場合。
- (6) 他都道府県において奨学生（都道府県が関与した制度に限る。）であった者が、主たる家計支持者の転居により奨学金を停止されたため修学が困難になった場合。

## (採用の基準)

第3条 採用の基準は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 学力についての基準

高等学校等において勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込があると当該学校長が認める者。

### (2) 家計についての基準

家計急変の事由により修学に困難があり、緊急に奨学金の貸与が必要であると当該学校長が認める者。

### (3) 人物についての基準

高等学校等における生活全般を通じて奨学生としてふさわしいと当該学校長が認める者。

## (採用の時期)

第4条 採用は年間を通じて行う。ただし、予算の運営上、翌年度の採用となることがある。

- 2 当該年度前に事由が生じていても、当該年の4月を過ぎて願書が提出（事由発生から1年以内）されたときは、4月を限度として採用する。

## (貸与の期間)

第5条 貸与期間は、家計急変の事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から採用した年度の末までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、採用した年度の末においてもなお奨学金が必要であると認められた場合は、翌年度以後卒業までの正規の修学期間、年度毎に貸与を継続することができる。

- 3 前項の規定により貸与の継続を希望する者は、当該貸与を継続する前年度末までに「緊急採用奨学金継続願」を理事長に提出することとする。

## (証明書等)

第6条 奨学生を希望する者は、採用の対象となる証明書（公的機関発行のもの）を願書に添付して提出するものとする。

## (採用の決定)

第7条 規程第5条1項の規定により、選考委員会の選考を経ず理事長が決定する。

附 則 この要綱は、平成17年4月1日以降の入学生から適用する。

附 則 （平成20年1月18日）

- 1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

- 2 改正後の要綱第5条第2項の規定は、この要綱の施行する際現に改定前の要綱第5条第2項の規定に基づき奨学金の貸与を継続している奨学生が当該貸与を継続している年度の末においてもなお奨学金が必要と認められる場合についても準用する。

附 則 （平成21年2月17日一部改正）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。